

「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の  
特例措置」に関する減車車両の配分希望の受付を開始します

今般、令和6年7月19日付け事務連絡「「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置」に関する今後の運用方針について」に基づく車両の配分について」3.(1)に基づき、減車車両数を公表しました。本日より、減車車両数が公表された営業区域に営業所を有するタクシー事業者のうち、減車車両の有効活用を希望する事業者からの配分希望の受付を開始します。

記

都県名	営業区域	減車車両数
千葉県	京葉交通圏	3台
	東葛交通圏	5台
	千葉交通圏	18台
	北総交通圏	8台
	市原交通圏	3台
	南房交通圏	12台

※運転者数を、配分を希望する車両数に、申出時点の事業計画上の車両数を加算した合計値で除して1以上となる場合にのみ、配分希望の申出を行うことができます。

※タクシー事業者からの希望車両数の合計が当該地域の減車車両数を超える場合は、当該事務連絡に基づき、運転者数の比率のとおり配分します。

- ・ 申 出 書 の 様 式 : [別添「配分希望申出書」](#)
- ・ 提 出 期 限 : 令和6年7月24日(水) 12時まで
- ・ 提 出 先 : 提出期限までに、千葉運輸支局輸送担当へ原則電子メールでExcel形式で提出してください。電子メールによることが困難な場合はご相談ください。  
電子メールアドレス [ktt-chiba-houoku@ki.mlit.go.jp](mailto:ktt-chiba-houoku@ki.mlit.go.jp)
- ・ 連 絡 先 : 千葉運輸支局輸送担当 電話 : 043-242-7336 ガイダンス【2】